

現金給付(傷病手当金・出産手当金)支給に用いる
標準報酬月額の上限について

健康保険法第99条第二項第2号に規定する被保険者期間1年未満の
被保険者の現金給付(傷病手当金・出産手当金)支給に用いる標準報酬
月額の上限額は次のとおりであることを公告します。

令和6年3月26日

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合
理事 長 大 西 俊 太

記

全被保険者の標準報酬 月額の平均額 (令和5年9月30日現在)	340,000円(24等級)
---------------------------------------	----------------

適用年月日	令和6年4月1日
-------	----------